

議員提出議案第10号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

平成24年12月17日

提出者	三朝町議会議員	平	井	満	博
賛成者	三朝町議会議員	福	田	茂	樹
賛成者	三朝町議会議員	山	田	道	治
賛成者	三朝町議会議員	清	水	成	眞
賛成者	三朝町議会議員	遠	藤	勝	太郎

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(特別委員会の設置) 第5条 略 2 略 <u>3 特別委員会の委員の任期は、当該委員会に付議された事件が議会において審議されている間とする。</u>	(特別委員会の設置) 第5条 略 2 略

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条に規定する公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。